

株式会社 みらいジャパン

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が管理監督者としても活躍でき、男女ともに長く務める事の出来る職場環境を作るため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日 ～ 2030 年 3 月 31 日

2. 目標と実施時期・取組内容

目標 1：管理職（課長以上）での女性の占める割合を 30%以上とする。
現場責任者以上の者での女性の占める割合を 40%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

- 2025 年 4 月～ 経営者層が管理職及び現場責任者以上の者を対象に会議を行い、女性活躍推進法の周知や理解を深め、意見交換を実施する。
- 2026 年 4 月～ 女性管理職及び現場責任者以上の者からヒヤリング等を行い女性の管理監督職等の登用の課題を把握する。
- 2026 年 10 月～ 課題に対する対策を検討する。
- 2027 年 4 月～ 候補者に対し必要な研修、訓練を行う。また、月次及び臨時のリーダー会議等へ参加し養成していく。以後、候補者に適宜ヒヤリング等を実施し、課題の検証を行い必要な対策を講じる。
- 2028 年 4 月～ 本格的な配属を実施し、男女に関わらず候補者を随時選出し養成を図る。

目標 2：労働者の時間外労働時間を月平均 20 時間以内とする。

＜実施時期・取組内容＞

- 2025 年 4 月～ 経営者代表より長時間労働是正に関する方針を発信する。
- 2026 年 4 月～ 全社的に人員配置や業務内容を見直し長時間労働の抑制を図る。
- 2026 年 10 月～ 労働者の業務効率化の施策を検討し実施する。
- 2027 年 4 月～ 労働者の時間外労働目標を月平均 20 時間とする。
- 2028 年 4 月～ 業務効率化及び残業時間削減の好事例を収集し管理職から全社に取組を広げる。

以上